

静岡県告示第404号

県単独農業農村整備事業費等補助金交付要綱（平成8年静岡県告示第1018号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月23日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
別表				別表			
補助の対象			補助率	補助の対象			補助率
事業名	採択基準	経費		事業名	採択基準	経費	
(略)				(略)			
6 基幹 農業水 利施設 緊急突 発事故 復旧事 業	突発的な事故等に より機能の低下又は 喪失が生じた基幹農 業水利施設（土地改 良事業その他の農業 生産基盤の整備、農 村の生活環境の整備 並びに農地等の保全 及び管理を行う事業 によって造成された 農業用排水施設で あって、申請者が適 正に維持管理するも のをいう。以下同 じ。）の機能の回復を 行い、農作物及び周 辺地域への被害等を 防止するための事業 で、次の(1)及び(2)の 要件を満たすもの (1) 事業の実施に より復旧される 基幹農業水利施 設の受益面積の 合計が、20ヘク タール以上（過	(略)	(略)	6 基幹 農業水 利施設 緊急突 発事故 復旧事 業	突発的な事故等に より機能の低下又は 喪失が生じた基幹農 業水利施設（土地改 良事業その他の農業 生産基盤の整備、農 村の生活環境の整備 並びに農地等の保全 及び管理を行う事業 によって造成された 農業用排水施設で あって、申請者が適 正に維持管理するも のをいう。以下同 じ。）の機能の回復を 行い、農作物及び周 辺地域への被害等を 防止するための事業 で、次の(1)及び(2)の 要件を満たすもの (1) 事業の実施に より復旧される 基幹農業水利施 設の受益面積の 合計が、20ヘク タール以上（過	(略)	(略)

	<p>疎地域、振興山村、半島地域、離島地域及び特定農山村地域にあつては、10ヘクタール以上)であること。</p>				<p>疎地域、振興山村、半島地域、離島地域及び特定農山村地域にあつては、10ヘクタール以上)であること。<u>ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</u></p>		
(2)	(略)			(2)	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。